

## 平成29年度森林審議会の概要

1. 日時 平成29年12月19日(火) 15:00～16:00
2. 場所 県庁11階1110会議室
3. 出席状況 委員12名
4. 議題

### (諮問事項)

- ・加賀地域森林計画の変更(案)について
- ・能登地域森林計画の変更(案)について

### (報告事項)

- ・新たな森林管理システムに関する検討状況

5. 議事要旨(委員の主な意見)

- ・新たな森林管理システムは、いつから開始されるのか。

森林環境税をとるのは36年からとなるが、31年度から暫定的な制度が開始する。事業規模は、税額が年間1000円ですと、全国で600億円程度となるが、31年からはとりあえず200億円の規模となり、段階的に額を増やしていくことになっている。

- ・新たな森林管理システムの導入にあたり、県での立ち位置・役割、市町村の役割はどのようになるのか。

制度の形としては、市町村がメインというのが、国の計画上の考え方であるが、市町村の実行体制が難しいという議論もある。国の森林環境税が始まった場合には、市町村への支援が課題になってくると認識している。実際、市町村でどこまでやるかなど詳細はあまりわかっていないので、市町村と県の役割分担については、検討していく必要があると認識している。

## 議事録

米田担当課長

定刻になりましたので、ただいまから平成29年度の石川県森林審議会を開会致します。

皆様には、大変お忙しいところ、本日の審議会にご出席いただきありがとうございます。本日の進行を努めさせて頂きます森林管理課担当課長の米田です。本日の委員出席数ですが、12名のご出席をいただいております。委員総数14名の半数以上であり、森林審議会運営要領第5条の規定に基づき、本審議会は成立しましたことをご報告申し上げます。

それでは、審議会を開会するにあたり 農林水産部長が、ご挨拶を申し上げます。

農林水産部長

あいさつ

米田担当課長

農林水産部長につきましては、所要により退席させて頂きます。ご了承のほどお願い致します。

続きまして、このたび本審議会の委員の委嘱替えが行われ、今回新たに委員にご就任いただいた方もございますので委員の皆様方をご紹介します。向かって右側の座席から紹介させていただきます。

まず始めに、今回から委員にご就任頂いた、石川県社会教育委員 奥野 <sup>みやこ</sup>美彌子 様。

石川県木材産業振興協会 理事 <sup>かどなが ぜんいち</sup>角永 善一 様。石川森林管理署長 <sup>しんいち</sup>川上 伸一 様。今回より委員にご就任頂いた、石川県商工会女性部連合会副会長 北野 ゆかり 様。石川県林業研究グループ連絡協議会 相談役理事 坂本 ちづる 様。石川県森林組

合連合会 会長 <sup>かどむら かずなが</sup>門村 和永 様。石川県巨樹の会 会長理事 <sup>たかぎ まさき</sup>高木 政喜 様。旧

<sup>うちうらまち</sup>内浦町 町長 <sup>たがた いさお</sup>田形 功 様。石川県建築士会 副会長 <sup>たじり すみえ</sup>田尻 純江 様。金沢大学

客員教授 <sup>なかむら こうじ</sup>中村 浩二 様。石川フォレストサポーター会監事

<sup>にしだきょうこ</sup>西田 恭子 様。今回より委員にご就任頂いた、石川県婦人団体協議会 会長 能木場 由紀子 様。以上でございます。

なお、本日、金沢大学人間社会学域准教授の <sup>なかしま</sup>中島 委員、南加賀木材協同組合理事長 道

場委員は都合によりご欠席されております。

続きまして、本日、お手元にお配りしてあります資料の確認をさせていただきます。

平成29年度石川県森林審議会次第、委員名簿、座席表です。資料1 森林計画制度の概要及び地域森林計画変更案の概要。資料2 加賀地域森林計画書案（変更）。資料3 能登地域森林計画書案（変更）。資料4 新たな森林管理システムに関する検討状況。そのほかに、参考資料として、石川県森林審議会についての関係法令、運営要領です。以上でございます。不足がありましたら、お申しつけ下さい。

それでは議事に入りたいと思います。

会議の議長は石川県森林審議会運営要領第3条の規定に基づき、会長がこれにあたることとなっておりますが、新たな会長が選任されるまでの間、片山農林水産部次長が進行させていただきます。

片山次長

石川県農林水産部次長の片山でございます。会長が選任されるまで議事の進行をさせていただきます。

審議会の会長についてですが、森林法第71条によりますと、都道府県森林審議会の会長は、委員が互選した者をもって充てるとなっておりますので、皆様方に選出していただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

田形委員

会長には、県下の森林・林業に対しての見識の深い、県森林組合連合会会長の門村委員にお願いしたらよいのではないかと思います。

片山次長

ただいま、田形委員より、会長には、県森林組合連合会会長の門村委員にお願いしたいとのご発言がありましたが、いかがでしょうか。

それでは、ご異議がないようでございますので、会長は門村委員にお願いいたします。それでは、これより先は、門村会長に議事進行をお願いしたいと思います。し、議長も門村委員長にお願いしたいと思います。

門村会長

県森林組合連合会の門村でございます。審議会の会長として議事を進めさせていただきますのでよろしくお願ひいたしま

それでは、議事に入りたいと思います。本日は諮問事項が2件と報告事項が1件ございま

す。諮問事項1「加賀地域森林計画の変更(案)」及び諮問事項2「能登地域森林計画の変更(案)」につきまして、一括して事務局から説明を受け、その後に、質疑を行うこととしたいと思います。それでは、説明をお願いします。

庄田補佐

森林管理課の森林企画グループの庄田と申します。私のほうからは、これからご審議いただく地域森林計画の計画性についてまずご説明したいと思います。

お手元の資料1の1ページをご覧ください。森林は、水源の涵養や生物多様性の保全、木材等の林産物の供給といった多面的機能の発揮を通じ、国民が安全で安心して暮らせる社会を支え、地域の経済活動に寄与していることから、長期的な視点に立ち計画的かつ適切な森林の整備・保全を推進するため、森林法において森林計画制度を定めております。

体系図を見ていただきたいのですが、農林水産大臣は、政府の策定しました「森林・林業基本計画」に即し、5年ごとに、15年を1期とする「全国森林計画」を樹立します。これを受けまして、都道府県知事は、「全国森林計画」に即して、民有林を対象とし、5年ごとに、10年を1期とする「地域森林計画」を樹立します。この「地域森林計画」は、地域における伐採及び造林等の計画を定める資源計画であり、また森林施業等の指針となるものです。

更には、市町長は、「地域森林計画」に適合して「市町村森林整備計画」を樹立し、また、森林所有者・森林組合等は、自発的に自らの森林の整備に関する計画である「森林経営計画」を立て、市町長に認定を求めることができます。

森林計画は、これら、国・県・市町、さらには森林所有者等がそれぞれの段階において、整合性のとれた計画を作成するための制度となっております。

資料1の2ページをご覧ください。地域森林計画の変更スケジュールでございます。11月上旬に変更案を作成しまして、12月15日、縦覧し報告を終えています。現在市町長などの関係機関に意見聴取を行っておりまして、また本日の森林審議会において意見をお伺いしまして、今後農林水産大臣に協議を行うこととしております。

資料3ページ目をご覧ください。本県の地域森林計画につきましては、加賀と能登の2つの区域に区分されております。

まず加賀地域森林計画は、金沢市以南の5市から成っております。現行の計画期間が平成29年度から平成38年度までの10年間となっており、昨年度に計画を樹立しているため、次回はその5年後の平成33年度に樹立することとなっております。

次に能登地域森林計画は、津幡町・内灘町以北の5市7町から成っております。現行の計

画期間が平成27年度から平成36年度までの10年間となっており、こちらのほう平成26年度に樹立しているため、今回はその5年後の平成31年度に樹立することとなっております。

資料1の5ページ目をご覧ください。諮問事項の「加賀地域森林計画の変更(案)の概要」についてご説明いたします。

本年度は樹立する年ではございませんが、治山事業と林道開設の計画において変更があるため、計画の変更を諮問いたします。1の計画期間、4の対象とする市町の区域は先ほど説明した通りでございます。3の現行計画下の主な変更については、まず第4の2保安林の整備及び治山事業に関する計画に記載しております、治山事業地区数を、現計画116地区から今回計画119地区としまして、3地区も多くなっております。

治山事業につきましては、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化などを図るため、現行計画の期間中に発生した山地災害の状況等を踏まえ、計画の増としております。続いて、「第5の2林道の開設及び拡張に係る計画」については、林道開設において現計画89路線に対し、今回計画91路線で2路線の増加となっております。林道事業については森林整備の集約化に向けた地元調整の結果、新たな路線の追加が望ましいことから、路線数の増となっております。

資料1、6ページ目をご覧ください。引き続き、「能登地域森林計画の変更(案)」の概要について、ご説明いたします。

能登地域森林計画につきましても、今年度は樹立する年ではございませんが、治山事業と林道計画について変更があるため、計画の変更を諮問いたします。1の計画期間、2の対象とする市町の区域は、先ほどと同様でございます。3の現行計画からの主な変更については、「第4の2保安林の整備及び治山事業に関する計画」に記載しております通り、治山地区数を現行計画191地区から今回193地区としまして、2地区の増となっております。こちらも加賀地区と同様に、現行計画期間に発生しました山地災害の状況を踏まえ計画増としております。

続いて、「第5の2林道の開設及び拡張に関する計画について」でございます。林道開設では、現計画114路線に対し今回計画126路線で12路線の増加となっております。こちらも加賀地区と同様に、森林整備の集約化に向けた地元調整の結果、新たな路線の追加が望ましいということから路線数の増となっております。

次に、林道拡張についてですが、現計画101路線に対し、今回計画103路線で2路線の増加となっております。こちらは現行計画中の豪雨などにより、被害を受けた路線の改良等のため、2路線の増加となっております。

続きまして、資料の2をご覧ください。こちらは案でございますが、加賀地域計画書とな

っておりまして、1枚めくっていただきますと、目次、左右目次となっております。左側のページ下方、一番下のほうに、赤字で「2保安林の整備及び治山事業に関する計画」、それから3行下におきまして「2林道の開設及び拡張に関する計画」、この2点の変更となっております。1枚めくっていただきまして、第3章計画事項、加賀森林計画区編でございます。「(2)実施すべき治山事業」という表題がありまして、表がついているかと思えます。こちらのほうに、治山の変更箇所を朱書きで追記修正したものとなっております。もう1枚まためくっていただきますと、同じように表がございます。「第5その他の計画量」とございまして、「開設すべき林道の種類別及び場所別の数量等」というような表がございまして、こちらのほうも変更しました路線名が朱書きで載っております。

その次に資料3番についてでございます。こちらは能登森林計画区でございます。1枚めくっていただきますと、先ほどと同様に左ページの下の方に朱書きされております「2保安林の整備及び治山事業に関する計画」と「2林道の開設及び拡張に関する計画」、この2項目で変更しております。

1ページめくっていただきますと、先ほどと同様に、「第3章計画事項 能登森林計画区編」とありまして、変更した地区を朱書き、赤書きで書いております。

同様にもう1ページまためくっていただくと、右側のページに「第5その他の計画量」とありまして、「開設すべき林道の種類別及び場所別の数量等」となっております、こちらのほうに朱書きで変更した路線数を記載しております。

資料2に1度戻らせていただきまして、先ほど治山の計画箇所についてご説明があったかと思いますが、左側のほうに赤書きで印字してあるんですけど、右ページに朱書きが漏れているところがございます。赤書きしてあるのが、見えにくいかもしれませんが、アンダーラインが引いてあります真ん中くらいです。佐良地区、地域名で佐良、地区数で1、同じく地区数で1、一番右の列で山腹工と書かれているものが変更したところがございます。

以上で加賀地域森林計画書、能登地域森林計画書の変更案についての説明をおわります。

門村会長

ただいまの説明について、ご質問、ご意見がありましたら、お願いします。

ご意見が無いようでしたら原案どおり適当な旨、答申してよろしいでしょうか。

それでは、ご異議がないようですので原案どおり適当な旨、答申することに決めます。この諮問事項に対する答申文につきましては、私にご一任願います。

続きまして、報告事項「新たな森林管理システムに関する検討状況」についてご説明をお

願います。

#### 五味課長説明

石川県森林管理課長の五味と申します。

資料4で説明をさせていただきたいと思います。

こちらが林野庁のほうで作成しております資料でございます。12月8日に新たな森林管理システム、国としてシステムを創設するという決定をしております。ですが、内容的にはこのパワポの資料のほうがわかりやすいので、10月ということですが、基本的な中身は変わってございませんので、こちらで説明させていただきます。

めくっていただいて2ページ目をお願いします。背景の説明をいたします。森林資源の現状、石川県にも基本的に当てはまるのですが、全国的な状況が書いてございます。我が国の森林面積は国土の2/3。石川県もほぼ県の面積の2/3で、ほぼ同様の状況でございます。人工林の約半数が、11歳級以上、50年以上たつて、初伐期をむかえようとしています。これもだいたい石川県と同じような状況でございます。

実際そういう時期にきている人工林は平均蓄積増加量、木材の量が1年間でどのくらい増えるのかですが、年間4800万立方くらい増えているところですが、実際それを切って、主伐といいます、それを切って出している量は1679万立方ということで、増加量に比べて4割くらいしか使っていない、まだ6割は利用されていないということでございます。成長量の6割は利用されていないということで、これらをいかに利用していくかが1つ課題になっています。

ページをめくっていただきまして3ページ目でございます。一方、林業の現状はということですが、四角囲みにございますように、一番上にありますように、我が国の森林所有というのは零細であります。四角囲みの下に絵と図とグラフがございます。左上なんですけれども林家の保有山林面積というのがあります。10ヘクタール未満というのが9割。しかも、5ヘクタール未満というのが7割5分ということで、所有面積としては非常に小さいという状況でございます。そういう中で、四角囲みにまた戻りますけれども、8割の森林所有者は森林の経営意欲が低いということでございます。

また下に戻りますが、図のグラフの左下でございます。森林経営意欲というのは低い84%というアンケート調査をした結果になっております。さらに意欲が低い人に「主伐はどうですか」と聞いたところ、7割がやるつもりがないというような状況でございます。

一方また四角囲みの3番目の丸になりますけれども、林業経営者、素材生産業者等と書いてございますが、木を伐採するような業者さんでございます。こちらのうち7割が規模拡大をしたいという意向があるということですが、4割の方が、事業地の確保は困難という課題を掲げています。他にも、未整備、資本整備困難というのがありますが、このような状況がご

ざいます。

これらを踏まえて、林野庁が課題対応方法として考えたのが4ページになります。

4ページをめくっていただきまして、繰り返しになりますが、課題として書かれていますように、多くの森林所有者が経営意欲が低い。一方で、林業経営者のほうは、事業規模の拡大意欲はあるものの、事業地の確保が困難。森林所有者の意欲と、能力のある林業経営者の間にミスマッチが生じているだろう、という課題をどのように対応しようかということが出てきましたのが下にありますような意欲と能力がある林業経営者に森林経営を委託する、新たな森林管理システムを構築して、森林の管理というのを集積集約を推進しましょうというものでございます。

具体的に書いてありますのが、次のページ、5ページでございます。上段の四角囲みを見ていただければと思うのですけれども、4つ書いてございますが、主な目的としましては、林業の成長産業化と、森林資源の適切な管理の両立をはかるということで、1つめは森林責務の明確化にしましょう。森林所有者に適切な森林管理を促すということがまずやること。それでも②にありますように、森林所有者自らが森林管理を実行できない場合には、市町村が森林管理の委託をうけて、意欲と能力のある林業経営者につなぐというスキームをまず1つ設ける。③にありますように、一方で再委託できない森林、および再委託にいたるまでの間は、市町村が管理しましょう。ということで②と③を大きくセットにして、新たな森林管理システムということになります。こちらが具体的な絵、フローズ、どんな流れかが書いてあります。まず一番左にありますように。森林所有者には的確な森林管理を、責務を明確化にするということがあります。それでも自ら森林管理を実行できない場合は、矢印にありますように、市町村に委託をするという形になります。市町村のほうを見ていただくと、四角囲みになってございます。上と下にあります、上のほうが経済ベースで森林管理を行える森林につきましては、意欲と能力のある林業経営者に森林管理を再委託ということで、さらに右に矢印がありますけれども、林業経営者にさらに再委託をして、林業経営をしっかりといただくというような考え方でございます。一方で、それがなかなかできないというものが、さらに四角枠の市町村のところの四角枠の中のさらに四角枠。再委託ができない森林、基本的には自然的条件から見て、経済ベースでの森林経営を行うことが困難な森林、及び再委託に至るまでの間については市町村が管理を行いたいということ考えられております。それと、新聞でも出ていたと思いますが、国の森林環境税と関係がリンクしております。国の森林環境税については、平成36年から1人年額1000円を導入するということが決まっております。もうそろそろ国の方針として定められる予定でございます。一方で市町村に対しては、前倒しで平成31年度から市町村が行う森林整備というお金が行くという形になっています。お金の使い道の1つとしては、再委託できない森林、及び再委託にいたるまでの森林についての市町村の管理というところに使うのがまず

想定されております。

基本的にこういう形で行われるということで、国のほうで決まっておりますが、具体的に今後は次期の国会で森林関係の法令をみなおすということになってございまして、詳細は今後つめられていくということになります。おおまかにこんな動きがあるということで報告事項として説明をさせていただきました。

6ページ目に、参考として、昨年末に与党で作成した平成改正大綱抜粋というものが載っております。その中の四角の枠になりますが、下のほうに①から⑤という施策を具体化しましょうということで書いてございます。ページ6の①～⑤が、ページ戻りまして5ページのそれぞれふきだしのようには書いてありますが、それぞれ回答1から5までどこに関連するのかを書いてございますので、詳細を確認されたい方は確認いただければと思います。

簡単ですが、報告は以上でございます。

門村会長

ただいまの報告について、ご質問、ご意見がありましたら、お願いします。

西田委員 31年度の市町村というのは、現行の環境税で市町村へおろすということですか。

森管 今の話は国の環境税のことで、県で行っている環境税は県としてやるのですが、今お話し申し上げたのは国の環境税のことでございます。国の環境税は全国個人の方から年額1000円をいただいて、市町村の森林面積や人口などをベースにして市町村に直接お金がいく。

西田委員 それは36年度から？

森管 お金をとるのは36年からですが、市町村にお金を渡すのを前倒して31年度からになります。暫定的に国からお金を借りて前倒して市町村にお金を出しませうというところまで、年間1000円ですと、全国で600億円くらい出すのですが、31年からはしばらくはとりあえず200億円からやっていき、段階的に額を増やしていきませうという風になります。

最終的に31～35年までは、森林環境税を皆様からはいただかないということで、そのあと36年から導入される森林環境税で国に借金を返す。とりあえず最初は国から借金し、あとで返すというように始めます。なぜなら国としては新たな森林管理システムを早くすすめないといけないので、森林環境税としてとるのはしばらく待

ちましようというところですか。法の関係で、地方の税で1000円くらい皆様からいただいているもので平成35年でまでのものがあり、国民の負担を考えると、森林環境税として国民の皆様からとるのは36年度からという制度設計になっております。

中村委員 市町村に森林管理を任せるといいますが、県での立ち位置・役割、市町村の役割はどのようになるのか。

五味課長 基本的には、市町村でやっていきます。森林計画の制度の説明の資料1でもございますけど、制度の形としては、市町村がメインというのが、国の計画上の考え方です。実際はなかなか市町村実行体制が難しいという議論もございます。国の森林環境税が始まった場合には、市町村にどういった支援をするのかがひとつの課題になってくると思います。基本的に森林環境税は市町村に行くのですが、一部は県にも人材育成ということで入ってくるというスキームにはなっております。ただ、実際、市町村でどこまでやるかなど詳細はあまりわかっていないので、ちょっと見ながら、実際県がどこまでやるのか、市町村と県の役割分担、今から一生懸命整理していかないといけない状況でございます。

門村会長

よろしいですか。他にないでしょうか。それではご質問もないようでありますので、本日の質問事項2件と報告事項1件につきましては、これで審議をおわりたいと思います。ありがとうございました。

最後に、森林保全部会についてですが、石川県森林審議会森林保全部会運営要領によりますと、「部会は審議会の委員のうちから会長が指名する7人の委員をもって組織する。」とされております。そこで、坂本委員、川上委員、中村委員、北野委員、田形委員、能木場委員をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

以降の進行については事務局にお返ししたいと思います。

米田担当課長

門村会長、ありがとうございました。以上で、本日の審議会の予定は、すべて終了しました。最後に、片山 農林水産部次長がご挨拶を申し上げます。

片山次長

あいさつ

米田担当課長

以上をもちまして、平成29年度石川県森林審議会を閉会いたします。ありがとうございました。